



# 和歌山市公報

令和8年（2026年）3月2日  
第1818号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【条 例】

番号	ページ
1 和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	(予防課) 3

### 【規 則】

5 和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(市民課) 4
6 和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(消防総務課) 6
7 和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(総務企画課) 7
8 和歌山市斎場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(保険総務課) 8
9 和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(予防課) 24

### 【告 示】

44 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 25
45 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 26
46 放置自転車等の処分・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 27
47 公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・	(保険総務課) 28
48 公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・	(保険総務課) 29
49 市道路線の認定（令和7年告示第20号）の一部改正・・・・・・・・	(道路管理課) 30
50 道路区域の決定及び供用開始（令和7年告示第21号）の一部改正・・・・・・・・	(道路管理課) 31
51 令和7年度補正予算の要領・・・・・・・・	(財政課) 32
52 公示送達（令和7年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、市県民税森林環境税（特別徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状法人及び市民税督促状）・・・・・・・・	(納税課) 33
53 公示送達（令和7年度随時第9期並びに第6期及び第7期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・	(国保年金課) 34
54 令和8年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(資産税課) 35
55 公示送達（令和6年度国民健康保険料更正通知書並びに第7年度国民健康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・	(国保年金課) 36
56 公示送達（令和7年度国民健康保険料還付通知書）・・・・・・・・	(国保年金課) 37

### 【公 告】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 38
○ 和歌山市自動車臨時運行許可条例の規定による自動車臨時運行許可番号標の失効	(市民税課) 39
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 40
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 41
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 42
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 43
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 44

○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	45
<b>【 選挙管理委員会告示 】</b>		
20 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	46
21 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	47
<b>【 教育委員会告示 】</b>		
3 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	48
4 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	49
<b>【 消防局訓令 】</b>		
2 予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	（消防総務課）	50
<b>【 消防局告示 】</b>		
1 和歌山市火災予防条例の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定（平成13年消防局告示第2号）の一部改正・・・・・・・・	（予防課）	53

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月2日

和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市条例第1号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第30条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第37条第2項第5号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備又は一般サウナ設備」に改める。

第55条第6号の次に次の1号を加える。

- (6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第55条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

（令和8年3月2日揭示済）

和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第5号

和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成9年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第10条を削る。

第11条第1項中「別記様式第14号」を「別記様式第13号」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1号中「別記様式第15号」を「別記様式第14号」に改め、同条第2号中「別記様式第16号」を「別記様式第15号」に改め、同条第3号中「別記様式第17号」を「別記様式第16号」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とする。

別記様式第13号を削る。

別記様式第14号中「第11条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第15号中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記様式第14号とする。

別記様式第16号中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記様式第15号とする。

別記様式第17号中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記様式第16号とする。

第2条 和歌山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成9年規則第46号）の一部を次のように改正する。

別記様式第13号中

「申請者 住所 氏名 ④」を「住所 申請者 氏名 電話」に、

「死産の場合、父母」を「死産の場合は、父母」に、「死亡者の性別」を

「死亡者の性別」に、  
(死産の場合は、死胎の性別)」

「

死亡年月日 (死産の場合は、分べん年月日)	年 月 午前 午後 日
--------------------------	-------------

を

「

死亡年月日時 (死産の場合は、分べん年月日時)	年 月 日 時 分
----------------------------	-----------

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 2 月 2 4 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 4 月 1 日前に、第 2 条の規定による改正後の別記様式第 1 3 号の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、第 2 条の規定による改正前の別記様式第 1 3 号の書式による用紙を使用してしたものとみなす。

（令和 8 年 2 月 1 8 日揭示済）

和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市規則第 6 号**

和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則

和歌山市消防吏員被服等貸与規則（平成 7 年規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号中

所属長

を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 2 月 2 5 日揭示済）

和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 25 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

#### 和歌山市規則第 7 号

和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山市保健所長に対する事務委任規則（平成 15 年規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 21 項第 16 号中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に、同項第 17 号中「第 14 条第 16 項」を「第 14 条第 14 項」に改める。

第 21 項中第 75 号を削り、第 76 号を第 75 号とする。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 21 項中第 75 号を削り、第 76 号を第 75 号とする改正規定は、公布の日から施行する。

（令和 8 年 2 月 25 日揭示済）

和歌山市斎場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市規則第 8 号**

和歌山市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市斎場条例施行規則（昭和 6 0 年規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 1 4 号までを次のように改める。

別記様式第1号（第8条関係）

火葬場使用許可申請書（死体）

死亡者	本籍			
	住所			
	氏名			
	性別			
	生年月日	年	月	日生
	死因	一類感染症等	その他	
	死亡年月日時	年	月	日 午前 午後 時 分
	死亡の場所			
火葬の場所				
申請者	住所			
	氏名		死亡者との続柄	
火葬許可証		市・区・町・村	第 号	
火葬場使用日時		年	月 日 午前 午後 時	
使用料の区分		使用者の区分	使用料	
火葬場	<input type="checkbox"/> 12歳以上 <input type="checkbox"/> 12歳未満	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	円	
減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※ 太枠内は記入しないでください。		

上記のとおり申請します。

年 月 日

和歌山市長 様

別記様式第2号（第8条関係）

## 火葬場使用許可申請書（死胎）

父 母 の	本籍			
	住所			
	氏名			
性別				
妊娠週数				
分べんの年月日時		年	月	日
			午前	時
			午後	分
分べんの場所				
火葬の場所				
申請者	住所			
	氏名			
火葬許可証		市・区・町・村 第 号		
火葬場使用日時		年	月	日
			午前	時
			午後	
使用料の区分		使用者の区分		使用料
火葬場	12週以上の死産児	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外	円
減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※ 太枠内は記入しないでください。		

上記のとおり申請します。

年 月 日

和歌山市長 様

別記様式第3号(第8条関係)

火葬場使用許可申請書 } 改葬遺体  
生体分離肢体

改葬遺体者	死亡者	本籍				
		住所				
		氏名			性別	
		死亡年月日	年	月	日	午前 午後
生体分離肢体	住所					
	氏名					
	数量	件				
申請者	住所					
	氏名					
火葬の場所						
火葬の日時		年	月	日	午前 午後	時
改葬許可証		市区町村		第 号		
減免		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
火葬場使用料		円				

※ 太枠内は記入しないでください。

上記のとおり申請します。

年 月 日

和歌山市長 様

別記様式第4号(第8条関係)

## 火葬場使用許可申請書(胞衣汚物)

使 用 場 所			
使 用 施 設 名		胞 衣 炉	
使 用 日 時		年 月 日	午前 午後 時
種 別		<input type="checkbox"/> 胎盤等産汚物 <input type="checkbox"/> 妊娠12週未満の死胎	
数 量		kg	
申 請 者	住 所		
	医療機関等の 名称及び 氏 名	電話	—
使 用 者 の 区 分		<input type="checkbox"/> 市 内 <input type="checkbox"/> 市 外	
使 用 料		円	
備 考			

※ 太枠内は記入しないでください。

上記のとおり申請します。

年 月 日

和歌山市長 様



別記様式第6号(第8条関係)

## 式場使用許可申請書

使用場所				
使用施設名		<input type="checkbox"/> 式場1（大） <input type="checkbox"/> 式場2（小）		
使用日時		年 月 日	午前	時 分から
		年 月 日	午後	時 分まで
使用目的		<input type="checkbox"/> 通夜 <input type="checkbox"/> 告別式 <input type="checkbox"/> その他		
使用区分		<input type="checkbox"/> 通夜から告別式まで <input type="checkbox"/> 通夜のみ <input type="checkbox"/> 告別式のみ		
申請者	住所			
	氏名		電話	—
葬儀業者名				
利用者数		人		
使用者の区分		<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外		
使用料		円		
減免		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※ 太枠内は記入しないでください。

上記のとおり申請します。

年 月 日

和歌山市長 様

別記様式第7号(第8条関係)

霊安室使用許可申請書

死者	本籍			
	住所			
	氏名		性別	
	生年月日	年	月	日生
	死亡年月日時	年	月	日 午前 午後 時 分
申請者	住所			
	氏名		死亡者との続柄	
使用場所				
使用日時		年	月	日 午前 午後 時から (時間)
使用料		円		
使用者の区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※ 太枠内は記入しないでください。  
上記のとおり申請します。

年 月 日

和歌山市長 様

別記様式第8号（第9条関係）

火葬場使用許可書（死体）

死 亡 者	本籍			
	住所			
	氏名			
	性別			
	生年月日	年	月	日生
	死因	一類感染症等	その他	
	死亡年月日時	年	月	日 午前 午後 時 分
	死亡の場所			
火葬の場所				
申 請 者	住所			
	氏名		死亡者との 続柄	
火葬許可証		市・区・町・村	第 号	
火葬場使用日時		年	月 日 午前 午後 時	
使用料の区分		使用者の区分	使用料	
火葬場	<input type="checkbox"/> 12歳以上 <input type="checkbox"/> 12歳未満	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	円	
減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

上記のとおり許可します。

年 月 日

和歌山市長



※ この使用許可書は、火葬するときに火葬許可証とともに係員に提出してください。

別記様式第9号（第9条関係）

## 火葬場使用許可書（死胎）

父 母 の	本籍		
	住所		
	氏名		
性別			
妊娠週数			
分べんの年月日時		年 月 日	午前 午後 時 分
分べんの場所			
火葬の場所			
申 請 者	住所		
	氏名		
火葬許可証		市・区・町・村	第 号
火葬場使用日時		年 月 日	午前 午後 時
使用料の区分		使用者の区分	使用料
火葬場	12週以上の死産児	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	円
減免	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

上記のとおり許可します。

年 月 日

和歌山市長



※ この使用許可書は、火葬するときに火葬許可証とともに係員に提出してください。

別記様式第10号(第9条関係)

火葬場使用許可書〔改葬遺体〕  
〔生体分離肢体〕

改葬遺体者	死亡	本籍			
		住所			
		氏名		性別	
		死亡年月日	年 月 日	午前 午後	時 分
生体分離肢体	住所				
	氏名				
	数量	件			
申請者	住所				
	氏名				
火葬の場所					
火葬の日時		年 月 日	午前 午後	時	
改葬許可証		市・区・町・村	第	号	
減免		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
火葬場使用料		円			

上記のとおり許可します。

年 月 日

和歌山市長



別記様式第11号(第9条関係)

火葬場使用許可書(胞衣汚物)

使用場所		
使用施設名		胞衣炉
使用日時		年 月 日 午前 午後 時
種 別		<input type="checkbox"/> 胎盤等産汚物 <input type="checkbox"/> 妊娠12週未満の死胎
数 量		kg
申請者	住 所	
	医療機関等の 名称及び 氏 名	
使用者の区分		<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
使 用 料		円
許 可 条 件		

上記のとおり許可します。

年 月 日

和歌山市長



別記様式第12号(第9条関係)

## 待合室使用許可書

使用場所		
使用施設名		<input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 和洋室 <input type="checkbox"/> 洋室
使用日時		年   月   日 午前   時   分から   午前   時   分まで 午後   時   分から   午後   時   分まで
使用目的		<input type="checkbox"/> 火葬待合 <input type="checkbox"/> その他
申請者	住所	
	氏名	
利用者数		人
使用者の区分		<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
使用料		円
減免		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
許可条件		

上記のとおり許可します。

年   月   日

和歌山市長



※ この使用許可書は、待合室を使用するとき、係員に提出してください。

別記様式第13号(第9条関係)

## 式場使用許可書

使用場所		
使用施設名		<input type="checkbox"/> 式場1（大） <input type="checkbox"/> 式場2（小）
使用日時		年 月 日      午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日      午前 時 分まで 午後 時 分まで
使用目的		<input type="checkbox"/> 通夜 <input type="checkbox"/> 告別式 <input type="checkbox"/> その他
使用区分		<input type="checkbox"/> 通夜から告別式まで <input type="checkbox"/> 通夜のみ <input type="checkbox"/> 告別式のみ
申請者	住所	
	氏名	
葬儀業者名		
利用者数		人
使用者の区分		<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
使用料		円
減免		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
許可条件		

上記のとおり許可します。

年 月 日

和歌山市長



別記様式第14号(第9条関係)

霊安室使用許可書

死者	本籍			
	住所			
	氏名		性別	
	生年月日	年	月	日生
	死亡年月日	年	月	日 午前 時 分 午後
申請者	住所			
	氏名		死亡者との続柄	
使用場所				
使用日時		年	月	日 午前 時から 午後 (時間)
使用料		円		
使用者の区分		<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外	減免 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
許可条件				

上記のとおり許可します。

年 月 日

和歌山市長



附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日に施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。

（令和 8 年 2 月 25 日 掲 示 済）

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

**和歌山市規則第 9 号**

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則

和歌山市火災予防規則（昭和 37 年規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「炉・ちゅう房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」を「炉・ちゅう房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」に改める。

第 8 号様式中 「 炉・ちゅう房設備・温風暖房機・ボイラー  
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備  
ヒートポンプ冷暖房機  
火花を生ずる設備・放電加工機  
設置届出書 を  
」

「 炉・ちゅう房設備・温風暖房機・ボイラー  
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備  
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機  
火花を生ずる設備・放電加工機  
設置届出書 に改める。  
」

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の第 8 号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和 8 年 3 月 2 日揭示済）

和歌山市告示第44号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年2月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月7日、同月12日及び同月13日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月5日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月13日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月3日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所  
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年2月17日揭示済)

和歌山市告示第45号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年2月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和8年2月4日、同月9日、同月10日及び同月12日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所  
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1  
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年2月17日揭示済)

## 和歌山市告示第46号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月17日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和8年2月18日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月8日	令和7年11月18日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月6日	令和7年11月18日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年11月4日	令和7年11月18日
和歌山市内一円市道上及び無料駐車場	令和7年11月4日、同月5日、同月11日、同月13日及び同月14日	令和7年11月18日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和8年2月17日掲示済)

## 和歌山市告示第47号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年2月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和7年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和8年2月20日揭示済)

**和歌山市告示第48号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年2月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和8年3月9日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年2月20日揭示済)

和歌山市告示第49号

市道路線の認定（令和7年告示第20号）の一部を次のように改正する。  
令和8年2月25日

和歌山市長 尾花正啓

表22-421の項中「22-421」を「22-426」に改め、表22-422の項中「22-422」を「22-427」に改める。

（令和8年2月25日揭示済）

和歌山市告示第50号

道路区域の決定及び供用開始（令和7年告示第21号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月25日

和歌山市長 尾花正啓

表22-421の項中「22-421」を「22-426」に改め、表22-422の項中「22-422」を「22-427」に改める。

（令和8年2月25日揭示済）

和歌山市告示第51号

令和8年2月26日市議会定例会において議決された令和7年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和8年2月27日

和歌山市長 尾花正啓  
(令和8年2月27日掲示済)

**和歌山市告示第52号**

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、市県民税森林環境税（特別徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び法人市民税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年2月27日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和8年2月27日揭示済）

**和歌山市告示第53号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年2月27日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和7年度	随時9期 第6期 第7期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和8年3月9日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年2月27日揭示済)

**和歌山市告示第54号**

令和8年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び第3項並びに和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第65条の規定により、次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和8年3月2日

和歌山市長 尾花正啓

1 縦覧期間

令和8年4月1日（水）から同年6月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（木曜日は午後7時）

3 縦覧場所

和歌山市役所 2階 資産税課窓口

（令和8年3月2日揭示済）

和歌山市告示第55号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月2日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年3月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年3月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年3月24日に変更する

(別紙省略)

(令和8年3月2日揭示済)

**和歌山市告示第56号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、還付通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月2日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和7年度国民健康保険料の還付通知書
- 2 交付期限 告示日より7日を経過した日から2年  
(別紙省略)

(令和8年3月2日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月19日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和田字吉上343番、水路	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘

(令和8年2月19日揭示済)

## 公告

次の自動車臨時運行許可番号標は失効したので、和歌山市自動車臨時運行許可条例第6条の規定に基づき公告する。

令和8年2月20日

和歌山市長 尾花正啓

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
和歌山 29-90 和歌山	令和8年2月20日

(令和8年2月20日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市秋月字城堀211番1、211番2、212番、213番、214番、215番7の一部、水路	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

(令和8年2月24日揭示済)

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新庄字辻ノ内93番4	(登載省略)

(令和8年2月24日揭示済)

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新庄字辻ノ内93番5	(登載省略)

(令和8年2月24日揭示済)

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字梶曾801番1、802番1	(登載省略)

(令和8年2月24日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月26日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市神前字貝原629番5、630番3、631番3、635番1、635番2、里道	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村 亘

（令和8年2月26日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路を次のとおり指定し公告する。  
令和8年2月27日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	道路名	道路の位置	道路の延長及び幅員
令和 8年 2月24日 第130号	県道沖野々森小手徳線	和歌山市相坂字川北588 —19外	延長 9.21m 幅員 10.75m  総延長 9.21m

(令和8年2月27日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第20号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年2月24日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和8年3月2日（月）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市七番丁17番地  
和歌山朝日ビルディング5階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿に登録するについて
  - (2) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (3) 直接請求に必要な選挙人の数について
  - (4) 在外選挙人名簿に登録するについて
  - (5) 在外選挙人名簿から抹消するについて
  - (6) 和歌山市長選挙の選挙期日等について
  - (7) 和歌山市議会議員補欠選挙の選挙期日等について
  - (8) 明るい選挙推進功労者について

(令和8年2月24日揭示済)

## 和歌山市選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮原秀明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,939人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

98,981人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

49,491人

(令和8年3月2日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第3号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和8年2月20日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和8年2月26日（木） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案  
(1) 人事案件について

(令和8年2月20日掲示済)

和歌山市教育委員会告示第4号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和8年3月2日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和8年3月5日（木） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 報告
  - (1) 第三次和歌山市子供読書活動推進計画（案）の市民意見募集（パブリックコメント）結果について
  - (2) 令和7年度末役職定年及び退職校園長に対する感謝状授与について
- 4 議案
  - (1) 和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について
  - (2) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
  - (3) 人事案件について
  - (4) 人事案件について
  - (5) 人事案件について
  - (6) 人事案件について

（令和8年3月2日揭示済）

消防局訓令第 2 号

予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日

和歌山市消防局長 西 本 和 人

予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程の一部を改正する規程

予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程（令和 4 年消防局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号中「印」を削る。

別記様式第 6 号を次のように改める。

別記様式第6号（第8条関係）

## 予防技術検定受検資格証明書

氏 名		年 月 日生
受 験 資 格		
上記のとおり相違ないことを証明します。		
証明年月日	年	月 日
事業所名	和歌山市消防局	
証 明 者	和歌山市消防長	
電 話		
担 当 者		

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 2 日 掲 示 済）

和歌山市消防局告示第 1 号

和歌山市火災予防条例の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定（平成 1 3 年消防局告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 2 日

和歌山市消防長 西 本 和 人

第 1 項中「第 8 条の 2 第 2 項」の次に「、第 8 条の 3 第 2 項」を加える。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 2 日 掲 示 済)